

# 補助金交付仮申請手続きについて

## 1. 目的

申請者の事務負担を軽減し、見通しをもって申請書類の作成が可能となるよう、補助金交付仮申請（以下、仮申請）手続きを導入します。

## 2. 提出書類

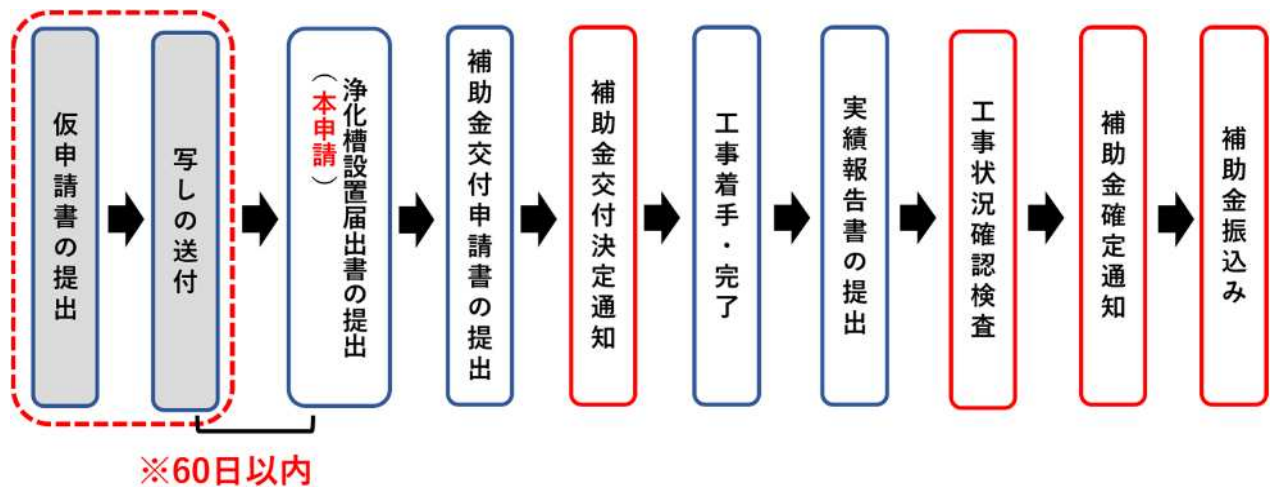
- ・補助金交付仮申請書（申請者の自署は不要です）
- ・補助対象工事費の見積書
- ・配管図面
- ・市で確認済みの補助対象区域確認書（写しでも可）

## 3. 仮申請の受付

- ・毎年4月1日から受け付けます。

## 4. 手続きの流れ

- （1）仮申請書及び添付書類を**環境対策課**に提出（区役所では受け付けません）
- （2）市で内容を確認後、仮申請書に記載の工事業者に受付番号と仮申請の有効期間を仮申請書の写しに記載し、FAX等で通知します。
- （3）有効期間内（60日）に、補助金申請書（本申請）を浄化槽設置区の区役所担当課に提出  
※申請時に（2）で市から送付された仮申請書の写しを本申請に添付してください。



## 5. 仮申請が無効となる場合

次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合、仮申請は無効となります。

- （1）有効期間内に申請が無かった場合
- （2）申請者が変わる場合。ただし、工事を行う住宅等に同居する者への変更は除く。
- （3）設置場所の住所が変わる場合

## 6. 仮申請の内容に変更があった場合

- （1）図面等の修正など、軽微な変更の場合連絡は不要です。  
本申請時に正式なものを添付してください。
- （2）次の①、②のいずれかに該当する場合  
仮申請書の再提出が必要です。
  - ① 申請者が同居家族に変更となる場合
  - ② 申請金額が変更となる場合

工事の中止など仮申請を取りやめる場合は、速やかに環境対策課までご連絡ください。